

第12編 災害復旧事業編
第1章 災害発生から実施まで
第1節 災害復旧事業

現 行	改 定
<p>ページ：12-1-1 第1節 災害復旧事業 1 関係法令等</p> <p>また、災害復旧事業は本編の他、以下の基準類等にもとづき事務を進めること。なお、災害手帳、長野県災害復旧実務講習会資料、災害復旧実務講義集については毎年度記載内容が更新されるため、最新版を使用すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・災害関係法令例規集 平成19年版(全国防災協会)・災害手帳(全日本建設技術協会)・技術者のための災害復旧問答集 平成25年版(全日本建設技術協会)・長野県災害復旧実務講習会資料(長野県河川課)・災害復旧実務講義集(全国防災協会)	<p>また、災害復旧事業は本編の他、以下の基準類等にもとづき事務を進めること。なお、災害手帳、長野県災害復旧実務講習会資料、災害復旧実務講義集については毎年度記載内容が更新されるため、最新版を使用すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・災害関係法令例規集 平成29年版(全国防災協会)・災害手帳(全日本建設技術協会)・技術者のための災害復旧問答集 平成25年版(全日本建設技術協会)・長野県災害復旧実務講習会資料(長野県河川課)・災害復旧実務講義集(全国防災協会)

第12編 災害復旧事業編
 第1章 災害発生から実施まで
 第11節 設計変更

現 行	改 定
<p>ページ：12-1-15 第6節 事前打合せ 1 事前打合せの対象事業</p> <p>(2) 査定前に緊急に施行する必要のある箇所、工事費が1.5千万円以上となる箇所 (3) 次に掲げる施設に係るもので、国庫負担申請額が3千万以上となる箇所</p>	<p>(2) 査定前に緊急に施行する必要のある箇所で、工事費が1.5千万円以上となる箇所 (3) 次に掲げる施設に係るもので、国庫負担申請額が3千万以上となる箇所</p>
<p>ページ：12-1-19 第8節 査定設計書作成及び申請時の留意事項 3 単価、歩掛について</p> <p>(1) 災害査定用の災害積上単価(労務・資材単価)及び歩掛は、実施設計単価と同じ単価、及び実施設計歩掛と同じ歩掛並びに公共機関策定歩掛等を使用すること。積算表示単位、端数処理等は長野県建設部版「土木工事数量算出要領(案)」の最新版によること(総合単価も同じ)。端数処理は切り捨てとすること(総合単価も同じ)。</p>	<p>(1) 災害査定用の災害積上単価(労務・資材単価)及び歩掛は、実施設計単価と同じ単価、及び実施設計歩掛と同じ歩掛並びに公共機関策定歩掛等を使用すること。積算表示単位、端数処理等は国土交通省「土木工事数量算出要領(案)」の最新版によること(総合単価も同じ)。端数処理は切り捨てとすること(総合単価も同じ)。</p>
<p>ページ：12-1-21 第8節 査定設計書作成及び申請時の留意事項 3 単価、歩掛について</p> <p>(13) 査定設計に用いる消波根固ブロックは、災害査定用標準ブロックとする。ただし、査定前に復旧工事の全てを契約している箇所は実施設計の計上ブロックで査定申請を行うものとする。</p>	<p>(13) 査定設計に用いる消波根固ブロックは、災害査定用標準ブロックとする。なお、 査定時に実施ブロックが確定している場合は実施ブロックでも可とする。ただし、査定前に復旧工事の全てを契約している箇所は実施設計の計上ブロックで査定申請を行うものとする。</p>
<p>ページ：12-1-21 第9節 保留 1 保留</p> <p>(3) 他省庁関係との協議の整わない場合、又は他省庁関係その他で協議を要する場合</p>	<p>(3) 他の関係各省庁その他と協議を要する場合</p>

第12編 災害復旧事業編
 第1章 災害発生から実施まで
 第11節 設計変更

現 行	改 定
ページ：12-1-24 第11節 設計変更 1 設計変更 軽微な変更とは要綱第20条に規定されており、下記のとおりである。	軽微な変更とは要綱第20条に規定されており、下記のとおりである。
1. 変更による工事費の増減額が決定工事費（大臣の同意を得て設計変更をしている場合は当該変更設計額）の3割以内（当該工事費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは、300万円以内）で、かつ、1,000万円以下のもので次の変更の場合	1. 変更による工事費の増減額が決定工事費（大臣の同意を得て設計を変更している場合は当該変更設計額）の3割以内（当該工事費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは、300万円以内）で、かつ、1,000万円以下のもので次の変更 <u>又は追加</u> の場合
1) 誤測又は違算の訂正に係る変更	1) 誤測又は違算の訂正に係る変更
2) 事業実施年度の4月1日の属する年に発生した災害に関して大臣の同意を得た設計労務単価若しくは、設計資材単価の変更又は歩掛の1.2倍に相当する歩掛以内の歩掛の変更	2) 事業実施年度の4月1日の属する年に発生した災害に関して大臣の同意を得た設計労務単価若しくは、設計資材単価の変更又は歩掛の1.2倍に相当する歩掛以内の歩掛の変更
3) 水勢又は地形の変動その他の事由により必要となる変更のうち、工法に変更のないもので次の変更	3) 水勢又は地形の変動その他の事由により必要となる変更のうち、工法に変更のないもので次の変更 <u>又は追加</u>
(1) 延長の増減が2割以内で、かつ、15m以内の変更	(1) 延長の増減が2割以内で、かつ、15m以内の変更
(2) 法長又は断面のみの変更【2. 1) に掲げるものを除く】	(2) 法長又は断面のみの変更【2.1) に掲げるものを除く】 <u>(3) 仮設工の変更</u> <u>(4) 交通誘導警備員、列車見張員の変更</u> <u>(5) すり付け工、取付工、雑工の変更又は追加</u>
4) 次の変更で工事の程度に変化を生じないもの	4) 次の変更で工事の程度に変化を生じないもの
(1) 杭打工事の杭の形式又は寸法の変更（橋梁、水門、こう門、樋門、樋管、下水道のポンプ施設及び処理施設の基礎杭並びに地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の抑止杭に係るものを除く）	(1) 杭打工事の杭の形式又は寸法の変更（橋梁、水門、こう門、樋門、樋管、下水道のポンプ施設及び処理施設の基礎杭並びに地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の抑止杭に係るものを除く）
(2) 根固めブロック又は法覆ブロックの形式の変更	(2) 根固めブロック又は法覆ブロックの形式の変更
(3) 推定された岩盤が存在せず、又は脆弱であるため、岩着工法を基礎コンクリート工法とする変更又は十分な強度の岩盤が存在したため、コンクリート基礎工法を岩着工法とする工法	(3) 推定された岩盤が存在せず、又は脆弱であるため、岩着工法を基礎コンクリート工法とする変更又は十分な強度の岩盤が存在したため、コンクリート基礎工法を岩着工法とする <u>変更</u>
(4) 遠心力鉄筋コンクリート管の継手構造の変更	(4) 遠心力鉄筋コンクリート管の継手構造の変更
2. 工法及び工事の程度の変更の無いもので次の変更の場合	2. 工法及び工事の程度に変更の無いもので次の変更 <u>又は追加</u> の場合
1) 推定岩盤線の変更による法長又は断面のみの変更	1) 推定岩盤線の変更による法長又は断面のみの変更
2) 土の変化率に係る土量の変更	2) 土の変化率に係る土量の変更 <u>3) 再測量に基づきその全数量を計上できる埋塞土又は流木等堆積物の変更</u> <u>4) 搬出場所の確定に伴う現場発生材の運搬費用の変更又は投棄料の追加</u>

第12編 災害復旧事業編
第1章 災害発生から実施まで
第11節 設計変更

現 行	改 定
<p>ページ : 12-1-25 第11節 設計変更 2 合併施行</p> <p>合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、主務大臣に設計変更協議の申出をしなければならない。(施行令第7条5)</p> <p>1 合併施行の条件</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 災害復旧事業の目的を達していること。(2) 合併施行により施設の効力が増大すること。	<p>合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、<u>国土交通大臣の同意に係る設計変更の手続きが必要となる。</u>(施行令第7条5)</p> <p>1 合併施行の条件</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 災害復旧事業の目的を達していること。(2) 合併施行により施設の効<u>用</u>が増大すること。